や、ＩＦＲＳにおける具体的な要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象および状況が企業の財政状態および財務業績に与えている影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかも検討すべき（ＩＡＳ１号31項）点についてもリマインドしている。

大迫　孝史（おおせこ・たかふみ）
有限責任監査法人トーマツ
パートナー　公認会計士
1992年監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社。IFRSセンター・オブ・エクセレンス（東京）において、主としてIFRSテクニカル業務に従事。主要著書に『国際財務報告基準（IFRS）詳説 iGAAP2018』（共訳・第一法規）。

第２章

金利指標改革・賃料減免が今期強制適用
金融商品・リースに関する基準修正等のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士　神谷　陽一

【この章のエッセンス】

●２０２１年度から強制適用される基準改正として、「金利指標改革（ＩＦＲＳ９号、ＩＡＳ39号、ＩＦＲＳ７号、ＩＦＲＳ４号およびＩＦＲＳ16号の修正）」と「Ｃｏｖｉｄ―19に関連する賃料減免（ＩＦＲＳ16号の修正）」がある。また、後者について、ＩＡＳＢは、Ｃｏｖｉｄ―19の影響が継続していることを踏まえ、その適用範囲を延長することを検討中である。

●ＩＡＳＢは、変動リース料を含むセール・アンド・リースバック取引の会計処理等について、公開草案を公表し審議を継続している。

はじめに

本章では、２０２１年12月期（２０２２年３月期）から強制適用となる基準およびＩＡＳＢが検討中の基準改正のうち、金融商品（ＩＦＲＳ９号等）およびリース（ＩＦＲＳ16号）に関連する事項について説明する。なお、文中意見に係る箇所は私見である。

強制適用となる基準の概要

金利指標改革―フェーズ２（ＩＦＲＳ９号、ＩＡＳ39号、ＩＦＲＳ７号、ＩＦＲＳ４号およびＩＦＲＳ16号の修正）

(1) 背景

金融危機以後、銀行間取引金利（ＩＢＯＲ）などの金利指標の算出方法について改革を要求する声が高まった。２０１４年７月に公表された金融安定理事会（ＦＳＢ）による報告書を受け、日本を含む多くの国では、より信頼性の高い代替的な指標金利への移行が進行中である。

ＩＡＳＢのプロジェクトの第２フェーズの目的は、代替的な指標金利への移行の結果として契約上のキャッシュ・フローまたはヘッジ関係に変更が行われた場合に、ＩＦＲ